

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年2月22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年2月22日(木) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	20 佐山 耕基	21 生澤 良一

欠席委員 19 大塚 幸八

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利 用集積等促進計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年2月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

今日は、19番大塚委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、12番山崎幸行委員、13番大谷朗委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田沼篤氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川次長補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が13件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を含めて売買により取得する申請です。

譲受人は、志鳥町においてナス、玉ねぎ、ニンジンなどを栽培して

います。申請地では玉ねぎ、ニンジンの栽培をする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。譲受人は、新井町を中心に米の作付けを行っております。申請地では、米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、譲受人は以前から親族が所有する農地を借りて耕作してきましたが、今回贈与により取得する申請です。

申請地ではトマト、キュウリを栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、既に借りている農地を売買により取得する申請です。譲受人は梅沢町を中心に米の作付けを行っております。申請地では米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人は、以前から自宅に隣接する農地を借りて耕作してきましたが、今回その農地を、贈与により取得する申請です。申請地では引き続き自家消費野菜を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、空き家に付属する農地を取得する申請です。譲受人は、既に空き家を購入し居住を開始しております。申請地ではブルーベリーを栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、既に借りている農地を売買により取得する申請です。譲受人は、西方町真名子を中心にニラの栽培をしております。申請地では引き続きニラを栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、既に借りている農地を贈与により取得する申請です。譲受人は、大平町下皆川にて米の栽培をしております。申請地

では引き続き米を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

9番10番については、譲受人は同一であり、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町甲を中心に米、麦の栽培をしており、申請地でも米麦を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

11～13番については、譲受人は同一であり経営規模拡大のため、農地を取得する申請です。

譲受人は、岩舟町小野寺、群馬県太田市においてナツメ等の果実の栽培を行っています。

11番13番の申請地ではナツメ、12番は米を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

以上13件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(渡邊委員)

今回の北部調査委員長の9番渡邊です。
今回は私と17番荒川委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で、20日火曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が7件ありました。
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部委員長をお願いします。

南部調査委員長
(石塚委員)

今回の南部調査委員長の18番石塚です。
今回は、私と7番柴委員、11番田中委員の3名と事務局2名で、

21日水曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が6件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書の6ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、堆肥舎への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、西方町金井において酪農業を営み、乳牛を140頭飼育しております。現在の堆肥舎では堆肥を処理しきれず、屋外で作業をしていることから、生産性や品質が低下しており、早急に新しい堆肥舎を建設する必要があるため、申請に至りました。農作業の効率性の観点から、自宅や牛舎、現在の堆肥舎の隣接地であることが望ましいと考え、申請地を選定しております。

農地の区分は、農振農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、本案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(渡邊委員)

今回北部は、堆肥舎の申請が1件ありました。
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。
番号1番について、15番川嶋委員をお願いします。

川嶋委員

15番川嶋です。
1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 　発言がないようですので、採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 　異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。1番の案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長	次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	<p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>今回は、6件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。</p> <p>事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。脱炭素社会の実現のため、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に確保することができるため、事業地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。</p> <p>取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。</p> <p>事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。</p> <p>取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>3番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。</p> <p>事業計画者は、市内のアパートに夫婦で居住しておりますが、将来の出産を考え、住宅の建築を計画しました。幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、建築地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続するため、許可基準に該当します。</p> <p>取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p>

(写真説明)

4番については、資材置場への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、管工事を営む個人事業主です。この度、事業拡大に伴う売上増加により資材ストックが増えているため、新たに資材置場を整備する必要があります。利便性や防犯上の観点から、事務所の隣接地から選定したところ、今回の申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は農振除外がされております。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市内の貸家に家族3名で居住しておりますが、現在の住宅では手狭であることから、住宅の建築を計画しました。申請地は、申請者の妻の実家の隣接地であり、今後の育児、介護を考え実家の近くを建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いことから、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギーによる発電は温室効果ガスの高い削減効果が期待されることから、今後も更なる事業拡大を図るため、太陽光発電事業を計画しました。申請地付近で既に事業を行っており、実績があるため、同エリアにおいて事業地を選定しました。

農地の区分は農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。

なお、農地の所有者の1名は、死亡しておりますが、相続人が不在でありますので、裁判所からの選任を受けた相続財産管理人が財産の処分を行うこととなっております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、1番の案件については面積が30アールを超えるため、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
（渡邊委員） 　　今回北部は、太陽光発電設備が2件、一般住宅が1件、資材置場が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
（石塚委員） 　　今回南部は、一般住宅の申請が1件、太陽光発電設備が1件、合計2件の申請がありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議長 　　ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番、2番について、16番川田委員をお願いします。

川田委員 　　16番川田です。

1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。太陽光発電設備ということで、周辺への影響もないと思われるので、よろしく願いします。

議長 　　番号3番について、1番若色より報告いたします。

3番については、以前から住宅敷地として転用されている最後の区画です。事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしく願いします。

議 長	番号4番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 4番の案件ですが、農振除外されており、問題もないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号5番、6番について、12番山崎委員お願いします。
山崎委員	12番山崎です。 5番の案件は、一般住宅への転用、6番の案件は、太陽光発電設備への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、1番の案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書11ページをご覧ください。 今月は申請が5件ありました。願出人、土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は7ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成12年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は8ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。なお、申請地は農振除外済みです。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、地図は9ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。なお、申請地は農振除外済みです。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、地図は10ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成15年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、地図は10ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和46年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いいたします。北部調査委員長お願いいたします。

北部調査委員長
(渡邊委員)

今回北部は、3件の申請がありました。

20年以上宅地として利用されてきたものが2件、20年以上雑種地として利用されてきたものが1件です。

書類審査および現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

	<p>します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (石塚委員)	<p>今回南部は、2件の申請がありました。 20年以上宅地として利用されてきたものが1件、20年以上雑 種地として利用されてきたものが1件です。 書類審査および現地調査を行いました。農地への復元が容易で ないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考え ます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番について、16番川田委員お願いします。</p>
川田委員	<p>16番川田です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 平成12年以前から宅地として利用してきたところ。問題ない と思われまますので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号2番、3番について、9番渡邊委員お願いします。</p>
渡邊委員	<p>9番渡邊です。 2番、3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり で、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号4番、5番について、18番石塚委員お願いします。</p>
石塚委員	<p>18番石塚です。 4番ですが、15年前から車体整備店が敷地の一部として畑を使 用していたもので、問題ないと思われまます。5番ですが、長年宅地と して利用されていて、問題ないと思われまます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
狐塚委員	<p>10番狐塚です。 2番の案件ですが、申請人と住宅の所有者が違うので、関係を確認</p>

- したいのですが。
- 石川次長補佐 はっきりとした関係は分かりませんが、親戚だと思われます。住宅の所有者が、農地を借りて使用していたため、申請人は、土地の所有者となります。
- 議 長 他にございますか。
(発言なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて148件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する2件7筆、約134aであります。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

- (質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長 次に議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
本議案の借り人は新規就農者でありますので、地元委員から報告をお願いします。21番生澤委員をお願いします。
- 生澤委員 21番生澤です。借り人は、県外から移住してきた新規就農者です。来月より、大平町北武井でいちご作りを夫婦ではじめます。今月9日に新規就農者の面接をしました。新たに栃木市の農家の仲間になります。皆様のサポートをよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年2月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時15分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (山 崎)

署名委員 _____ (大 谷)